

平成26年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計56件（予算議案9件・条例議案13件・一般議案28件・道路議案2件・人事議案4件）

《予算議案》

- 議案第180号 平成26年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第181号 平成26年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第182号 平成26年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第183号 平成26年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第184号 平成26年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第185号 平成26年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第186号 平成26年度さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第187号 平成26年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第188号 平成26年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

《条例議案》

- 議案第189号 **さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について**
（所管課所・保健福祉局保健所環境薬事課）

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、再生医療等製品の販売業の許可等の事務が移譲されるため、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 事務の移譲に伴う手数料の新設

事務の種類	手数料の額	
再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	1件につき	35,700円
再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	14,100円

2 手数料の変更

事務の種類	現 行	改正後
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	29,000円	35,700円

（施行期日） 平成27年1月1日

- 議案第190号 **さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について**
（所管課所・建設局建築部建築行政課）

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴い、容積率制限の緩和に係る許可事務を行うとともに、建築確認その他の建築基準法令の規定による処分に係る台帳の記載事項を証するため、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 容積率の特例の許可に伴う手数料の新設

事務の種類	手数料の額	
マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定による容	1件につき	160,000円

積率の特例の許可の申請に対する審査

2 書面交付に伴う手数料の新設

事務の種類	手数料の額
建築確認その他の建築基準法令の規定による処分に係る台帳の記載事項を証する書面の交付	1 通につき 400 円

(施行期日) 1 については平成 26 年 12 月 24 日、2 については平成 27 年 4 月 1 日

議案第 191 号 さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員課)

さいたま市立小学校の児童に対する教員の指導の事実等について第三者による客観的かつ公正な調査を行うため、附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- 平成 23 年に自殺したさいたま市立小学校の児童に対する教員の指導の事実等について客観的かつ公正な調査を行うため、「さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会」を設置するもの。

2 所掌事務

- (1) 児童に対する教員の指導の事実に関する調査
- (2) 児童の自殺した原因に関する調査

3 組織

- (1) 委員の定数を 8 人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱することとするもの。

4 会長

- 委員会に委員の互選による会長を置くこととするもの。

5 会議

- (1) 会長は、委員会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。
- (3) 会議は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができることとするもの。

6 守秘義務

- 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととするもの。

7 庶務

- 委員会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 192 号 さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法

律により介護保険法が改正されたことに伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 基本方針

- ・ センターに対し、省令で定める義務と同様の義務を課すほか、独自基準として、各被保険者を介護する者の心身の状況の改善に係る努力義務を課すもの。

2 専門職員の配置基準

(1) 区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満の場合 次のとおり省令で定める基準(従うべき基準)と同様の基準を定めるもの。

ア 保健師その他これに準じる者 1人

イ 社会福祉士その他これに準じる者 1人

ウ 主任介護支援専門員その他これに準じる者 1人

(2) 区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合 おおむね2,000人まで増加するごとに、原則として、(1)に定める職員に、(1)アからウまでに掲げる者のうちいずれか1人を加えるもの。

(3) (2)の場合において、センターは、(1)アからウまでに掲げる者間の員数の均衡を失しないよう努めなければならないこととするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第193号 さいたま市老人憩いの家条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

供用を休止している老人憩いの家高戸荘を廃止し、その跡地に、民間活力の活用により老人憩いの家の機能を有する複合施設を整備するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 老人憩いの家高戸荘の廃止
- ・ 老人憩いの家高戸荘に係る規定を削るもの。

(施行期日) 公布の日

議案第194号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

児童福祉法の一部改正に伴い、さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を始めとする10条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- (1) 児童福祉法「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める等引用条項の整備を行うもの。
- (2) 「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改めるもの。

(施行期日) 平成27年1月1日

議案第195号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援課)

基準省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第196号 さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

産科医療補償制度の掛金相当額である加算額を引き下げることに伴い、出産育児一時金の総額を維持するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 出産育児一時金の支給額の改定
- ・ 被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の額（掛金相当額を加算する前の額）を、39万円から40万4,000円に改正するもの。

(施行期日) 平成27年1月1日

議案第197号 さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法が改正されたことに伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 指定居宅介護支援事業者の指定に関する要件
 - ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める基準と同様に法人であることとするもの。
- 2 指定居宅介護支援に関する基準
 - (1) 人員に関する基準
 - ・ 人員について、省令で定める基準と同様の従業者の員数及び管理者に関する基準を定めるもの。
 - (2) 運営に関する基準
 - ア 指定居宅介護支援事業者が整備する記録の保存期間について、省令で定める基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
(7) 居宅介護サービス計画費及び利用料に関する請求及び受領の記録	なし	5年間
(4) (7)以外のサービスの提供に関する記録	2年間	5年間

イ ア以外の運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

3 基準該当居宅介護支援に関する基準

- (1) 人員に関する基準

- ・ 人員について、省令で定める基準と同様の従業者の員数及び管理者に関する基準を定めるもの。

(2) 運営に関する基準

- ア 基準該当居宅介護支援事業者が整備する記録の保存期間について、省令で定める基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
(7) 特例居宅介護サービス計画費及び利用料に関する請求及び受領の記録	なし	5年間
(4) (7)以外のサービスの提供に関する記録	2年間	5年間

- イ ア以外の運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第198号 さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法が改正されたことに伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 指定介護予防支援事業者の指定に関する要件

- ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める基準と同様に法人であることとするもの。

2 指定介護予防支援に関する基準

(1) 人員に関する基準

- ・ 人員について、省令で定める基準と同様の従業者の員数及び管理者に関する基準を定めるもの。

(2) 運営に関する基準

- ア 指定介護予防支援事業者が整備する記録の保存期間について、省令で定める基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
(7) 介護予防サービス計画費及び利用料に関する請求及び受領の記録	なし	5年間
(4) (7)以外のサービスの提供に関する記録	2年間	5年間

- イ ア以外の運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(3) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- ・ 介護予防のための効果的な支援の方法について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

3 基準該当介護予防支援に関する基準

(1) 人員に関する基準

- ・ 人員について、省令で定める基準と同様の従業者の員数及び管理者に関する基準を定めるもの。

(2) 運営に関する基準

- ア 基準該当介護予防支援事業者が整備する記録の保存期間について、省令で定める基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
(7) 特例介護予防サービス計画費及び利用料に関する請求及び受領の記録	なし	5年間
(i) (7)以外のサービスの提供に関する記録	2年間	5年間

イ ア以外の運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(3) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- ・ 介護予防のための効果的な支援の方法について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第199号 さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課)

基準省令である婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第200号 さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課)

さいたま市営高砂第2自転車駐車場の移転先施設の建設完了に伴い、浦和駅周辺の自転車駐車場を再編するとともに、さいたま市営自転車等駐車場を利用する者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 浦和駅周辺の自転車駐車場の再編

- (1) さいたま市営高砂第1自転車駐車場の屋外駐車場を廃止することに伴い、駐車場の位置及び利用料金を改めるもの。
- (2) さいたま市営高砂第2自転車駐車場が移転することに伴い、駐車場の位置、利用時間、利用車種及び利用料金等を改めるもの。

2 利用者の利便性の向上

- (1) さいたま市営高砂第1自転車駐車場への小型自動二輪車の駐車を可能とするもの。
- (2) さいたま市営大宮駅西口自転車駐車場地下1階への自転車の駐車を可能とするため、当該階層の利用料金を設定するもの。

(施行期日) 1については平成27年3月20日、2については同年1月1日

議案第201号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う

もの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例中で引用している児童扶養手当法の条項を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

議案第202号 権利の放棄について

(所管課所・政策局東部地域・鉄道戦略室)

埼玉高速鉄道株式会社の経営再構築を図ることに伴い、契約の相手方が同社に貸し付けた資金について、損失補償契約に係る回収金を受け取る権利を放棄するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 放棄する権利の内容 損失補償契約に基づき、損失補償の額を限度として契約の相手方が同社から回収に努めるものとされた回収金を受け取る権利
- 2 契約の相手方 株式会社埼玉りそな銀行他16行

議案第203号 指定管理者の指定について(さいたま市浦和ふれあい館)

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

さいたま市浦和ふれあい館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内浦和区常盤9丁目30番22号
 - (2) 名称 さいたま市浦和ふれあい館
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
 - (3) 代表者 理事長 佐伯 鋼兵
- 3 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第204号 指定管理者の指定について(さいたま市大宮ふれあい福祉センター)

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

さいたま市大宮ふれあい福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 さいたま市大宮ふれあい福祉センター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第205号 指定管理者の指定について（グリーンヒルうらわ）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

グリーンヒルうらわの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内緑区馬場1丁目7番地1	きんもくせい
	ぎんもくせい
	グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター
	グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第206号 指定管理者の指定について（さいたま市老人福祉センター和楽荘等）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市老人福祉センター和楽荘等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内緑区大字三室2458番地	和楽荘
市内桜区大字下大久保727番地1	寿楽荘
市内大宮区東町2丁目105番地	あずま荘
市内見沼区大字膝子1151番地1	東楽園
市内北区日進町1丁目800番地105	しもか荘
市内中央区下落合5丁目11番12号	いこい荘
市内西区大字西遊馬533番地1	馬宮荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第207号 指定管理者の指定について（さいたま市老人福祉センター槻寿苑及びさいたま市槻寿苑デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市老人福祉センター槻寿苑及びさいたま市槻寿苑デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内岩槻区大字笹久保1393番地	槻寿苑
	さいたま市槻寿苑デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第208号 指定管理者の指定について（さいたま市健康福祉センター西楽園）

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市健康福祉センター西楽園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内西区大字宝来60番地1
- (2) 名称 さいたま市健康福祉センター西楽園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都台東区台東一丁目27番1号
- (2) 名称 シンコーススポーツ株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 石崎 克己

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第209号 指定管理者の指定について（さいたま市年輪荘）

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市年輪荘の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内緑区大字中尾1404番地	養護老人ホーム
	老人デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内緑区原山3丁目15番31号
- (2) 名称 社会福祉法人埼玉県共済会
- (3) 代表者 理事長 堀江 敏雄

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 210号 指定管理者の指定について（さいたま市大砂土デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市大砂土デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内北区今羽町 6 3 7 番地 1
 - (2) 名 称 さいたま市大砂土デイサービスセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内見沼区大字片柳 1 2 9 8 番地
 - (2) 名 称 社会福祉法人欣彰会
 - (3) 代表者 理事長 漆原 彰
- 3 指定する期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 211号 指定管理者の指定について（さいたま市上峰デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市上峰デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内中央区上峰 3 丁目 10 番 6 号
 - (2) 名 称 さいたま市上峰デイサービスセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内中央区新中里 2 丁目 8 番 6 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人明日栄会
 - (3) 代表者 理事長 金子 光子
- 3 指定する期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 212号 指定管理者の指定について（さいたま市与野本町デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市与野本町デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内中央区本町東 4 丁目 7 番 20 号
 - (2) 名 称 さいたま市与野本町デイサービスセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷 38 番地
 - (2) 名 称 社会福祉法人毛呂病院
 - (3) 代表者 理事長 丸木 清之

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第213号 指定管理者の指定について（障害者福祉施設みのり園）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

障害者福祉施設みのり園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内西区三橋6丁目1587番地
- (2) 名称 障害者福祉施設みのり園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第214号 指定管理者の指定について（さいたま市大崎むつみの里）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市大崎むつみの里の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内緑区大字大崎37番地1
- (2) 名称 さいたま市大崎むつみの里

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第215号 指定管理者の指定について（さいたま市障害者福祉施設春光園）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市障害者福祉施設春光園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内見沼区宮ヶ谷塔1丁目280番地	けやき
市内西区大字佐知川299番地16	うえみず

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第216号 指定管理者の指定について（さいたま市槻の木（槻の木及び第2やまぶき））

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市槻の木（槻の木及び第2やまぶき）の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内岩槻区大字黒谷1135番地2	槻の木
市内岩槻区大字黒谷1282番地1	第2やまぶき

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第217号 指定管理者の指定について（さいたま市槻の木（第1やまぶき））

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市槻の木（第1やまぶき）の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内岩槻区古ヶ場2丁目1番地11
- (2) 名称 第1やまぶき

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第218号 指定管理者の指定について（さいたま市みずき園）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市みずき園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区大戸2丁目7番21号
- (2) 名称 さいたま市みずき園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第219号 指定管理者の指定について（さくら草学園等）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さくら草学園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内浦和区領家1丁目5番16号	さくら草学園
市内中央区大戸2丁目7番17号	さいたま市杉の子園
市内見沼区春野2丁目3番5号	さいたま市はるの園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第220号 指定管理者の指定について（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内北区本郷町17番地7
- (2) 名称 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第221号 指定管理者の指定について（さいたま市母子生活支援施設）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援課）

さいたま市母子生活支援施設の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内浦和区
- (2) 名 称 けやき荘
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介
- 3 指定する期間
 - 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第222号 指定管理者の指定について（さいたま市盆栽四季の家等）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課）

さいたま市盆栽四季の家等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所 在 地	名 称
市内北区盆栽町267番地1	さいたま市盆栽四季の家
市内浦和区常盤9丁目30番5号	恭慶館
市内大宮区高鼻町2丁目262番地1	氷川の杜文化館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第223号 指定管理者の指定について（さいたま市文化センター）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課）

さいたま市文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名 称 さいたま市文化センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第224号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館うらわ）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課）

さいたま市民会館うらわの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内浦和区仲町2丁目10番22号
 - (2) 名称 さいたま市民会館うらわ
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
 - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第225号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館おおみや）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課）

さいたま市民会館おおみやの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内大宮区下町3丁目47番地8
 - (2) 名称 さいたま市民会館おおみや
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
 - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第226号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館いわつき）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課）

さいたま市民会館いわつきの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内岩槻区太田3丁目1番1号
 - (2) 名称 さいたま市民会館いわつき
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
 - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第227号 指定管理者の指定について（氷川住宅及びシビック住宅天沼）

（所管課所・建設局建築部住宅課）

氷川住宅及びシビック住宅天沼の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内大宮区下町3丁目8番地8	氷川住宅
市内大宮区天沼町2丁目913番地4	シビック住宅天沼

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内浦和区仲町3丁目12番10号
- (2) 名称 埼玉県住宅供給公社
- (3) 代表者 理事長 前田 一彦

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第228号 町の区域を新たに画し及び変更することについて

(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

土地区画整理事業の工事の完了に伴い、緑区大字大間木及び緑区大字三室の各一部の区域に新たに「大間木1丁目、2丁目及び3丁目」を付すとともに、整備された道路境界に合わせて町の区域を変更するため、議決を求めるもの。

議案第229号 当せん金付証票の発売について

(所管課所・財政局財政部財政課)

平成27年度における当せん金付証票(宝くじ)を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第230号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 3路線
開発 7路線 計10路線

議案第231号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 1路線
開発 2路線 計3路線

《人事議案》

議案第232号～議案第235号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。